

運営指導監査の考え方及び実践について

令和8年5月11日

山梨県障害福祉課

次 第

1. 障害者総合支援法及び児童福祉法における指導と監査
2. 指導について
3. 監査（立入検査等）について
4. 行政処分等の状況について

1. 障害者総合支援法及び児童福祉法における指導と監査

障害福祉サービス事業者等における指導監督

障害福祉サービスの健全かつ適正な運営の確保・法令等に基づく適正な事業実施

指導

障害福祉サービス事業者等

集団指導

運営指導

支援

周知の徹底

障害福祉サービス等取扱い

自立支援給付費等の請求

障害者総合支援法第2条第1項・第2項、児童福祉法第3条の3等

監査

障害福祉サービス事業者等

勧告
〈行政指導〉

命令
指定取消等
〈行政処分（不利益処分）〉

公正・適切な処置

的確な把握

指定基準違反等
(人員・運営基準違反、不正請求等)・
人格尊重義務違反に関する事実関係

障害者総合支援法第48条、児童福祉法第21条5の22等

不正が発覚すれば監査へ移行

2. 指導について

指導の対象・実施頻度等

集団指導

- ▶ 対象は指定した障害福祉サービス事業所等（新規指定を含む）
- ▶ 年1回以上、一定の場所に集まり講習等の方法により行う。オンライン等の活用可
- ▶ 不参加の事業者等へは研修資料の配付等、フォローアップを行う。

運営指導

- ▶ 就労継続支援A型、B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスに対する運営指導は、3年に1回以上の頻度で実施する。
 - ※ その他のサービスについては、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上行う。
- ▶ 指定後間もない事業所については、指定後3年以内に運営指導を実施する。
 - ※ 就労継続支援A型事業所は、新規指定の半年後を目処に初回の運営指導を実施する

運営指導について

通知

- ▶ 実施事業所については、概ね指導の1ヶ月前に通知します。
- ▶ 対象となった事業所は、通知を確認のうえ、事前提出書類を障害福祉課施設支援担当に提出してください。
- ▶ 運営指導の際に使用する各サービスの「主眼事項及び着眼点」は県障害福祉課ホームページに掲載されています。対象とならない事業所についても「主眼事項及び着眼点」を用いて自己点検を行ってください。

運営指導について

R 7年度の運営指導

	居宅系	日中サービス系	障害者支援施設	共同生活援助	障害児通所系
事業所数	96	188	24	90	121
計画数	34	65	12	34	46
実施数	21	56	12	23	36
実施率	61.8%	86.2%	100.0%	67.6%	78.3%

指導から監査への変更

- ▶ 運営指導はあくまで行政指導であることから、事実関係の認定を行う必要が出た場合は、立入検査を行う。
- ▶ 運営指導実施中に下記の状況となった場合は、直ちに監査へ変更する。

監査への変更の契機

- 山梨県知事が定める障害福祉サービス事業者等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。
- 報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。
- 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。
- 虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合 等

3. 監査（立入検査等）について

障害者総合支援法等による監査について

【主な根拠条文】

【障害者総合支援法】

(報告等)

第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

【児童福祉法】

第二十一条の五の二十二 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児通所支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他当該指定通所支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

監査を行う契機

監査は次の場合に実施する

- 1 **障害福祉サービス事業所等**の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- 2 報酬の不正請求を行っていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- 3 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合。
- 4 **障害者虐待防止法及び児童虐待防止法**に基づき虐待の認定を行った場合若しくは**障害者虐待等**により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（人格尊重義務違反）

監査を行う契機

具体的には次のような情報に基づくもの

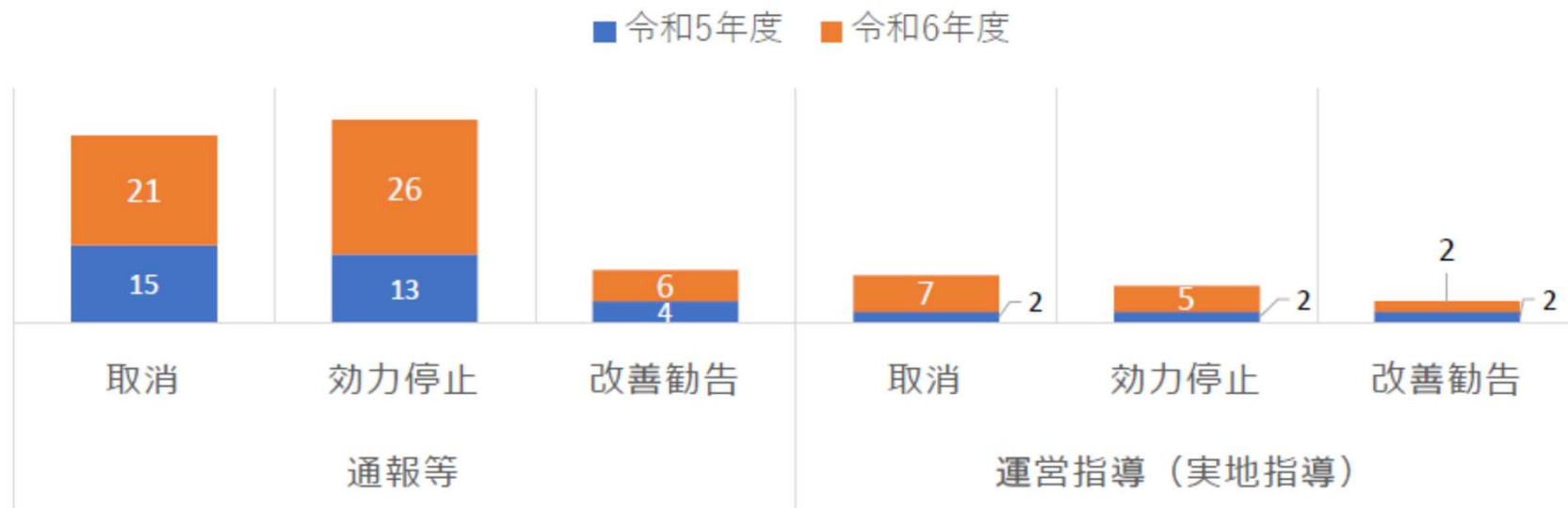
- 1 通報・苦情・相談等に基づく情報
- 2 市町村、相談支援事業所等へ寄せられた苦情
- 3 自立支援給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す障害福祉サービス事業者
- 4 障害者総合支援法第10条等により指導を行った市町村又は都道府県が障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等
- 5 **障害者虐待防止法及び児童虐待防止法**に基づき虐待を認定した場合又は**障害者虐待等**により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報（人格尊重義務違反）

4. 行政処分等の状況について

行政処分等の状況について

- 発覚の経緯は通報等が多いが、運営指導（実地指導）から行政処分となる事例もある。

	通報等			運営指導（実地指導）		
	取消	効力停止	改善勧告	取消	効力停止	改善勧告
令和5年度	15	13	4	2	2	2
令和6年度	21	26	6	7	5	2



事例紹介①

【概要】

- 実際には非常勤の保育士等として雇用契約をしているにもかかわらず、新規指定申請時に、常勤保育士等を配置するとした事実と異なる書類を提出し、人員配置を満たしているとして指定を受けた。
- 児童相談員又は保育士について、サービス提供時間を通じて2人以上配置すべきところ、指定を受けた当初から児童相談員又は保育士が配置されていなかった時間帯があり、人員配置基準を満たしていなかった。また、児童相談員又は保育士について、1人以上は常勤職員を配置すべきところ、少なくとも〇年〇月、〇月及び〇月以上は常勤職員を配置していなかった。
- 不正の手段により指定を受けており、指定時より障害児通所給付費を受けられないにもかかわらず、同給付費を請求し受領した。

法人種別	営利法人
事業所種別	児童発達支援、放課後等デイサービス
発覚の経緯	通報
処分の理由	不正請求、人員基準違反、不正の手段による指定
不正行為に対する組織的関与	有り
行政処分等	指定取消

事例紹介②

【概要】

- 運営指導において、サービス提供責任者の在籍期間を偽った虚偽の資料を提出し、退職後も在籍していたかのように装う虚偽の報告を行った。
- 指定申請において、既に退職した職員（サービス提供責任者）の名義を使用した虚偽の書類を提出し、不正の手段により指定を受けた。

法人種別	営利法人
事業所種別	居宅介護
発覚の経緯	運営指導
処分の理由	虚偽の通報、不正の手段による指定
不正行為に対する組織的関与	無し
行政処分等	効力停止（一部）

事例紹介③

【概要】

- 事業所の指定から約4年間、個別支援計画が未作成。
- サービス提供責任者が行うべき個別支援計画の説明をサービス提供責任者以外の従業員が行っていた。
- 苦情の内容について、業務用の携帯メール等で職員間で共有。
- 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する口腔内の喀痰吸引等の登録特定行為の事業者等登録が行われていない状態で職員が利用者に対し喀痰吸引、経管栄養の行為を行っていた。

法人種別	営利法人
事業所種別	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
発覚の経緯	苦情
処分の理由	人員基準違反、運営基準違反
不正行為に対する組織的関与	無し
行政処分等	改善勧告

運営指導監査の考え方及び実践について

ご静聴ありがとうございました。

令和8年5月11日

山梨県障害福祉課